

鳥取県西部広域行政管理組合
省工不・地球温暖化対策実行計画

令和 8 年 7 月
鳥取県西部広域行政管理組合

■目次

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
第2章 計画改定の趣旨	4
1 鳥取県西部広域行政管理組合の取組	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画策定の方針	4
4 将来目標への対応	5
第3章 基本的事項	6
1 計画の目的	6
2 計画の期間	6
3 対象とする範囲	6
4 対象とする温室効果ガス	7
5 温室効果ガスの算定方法	7
6 実行計画及び実施状況の公表	7
第4章 温室効果ガス等の排出状況の把握	8
1 エネルギー使用量の状況	8
2 温室効果ガス排出量の状況	8
3 紙の使用量の状況	10
4 水道使用量の状況	10
第5章 温室効果ガスの削減目標	11
第6章 目標達成に向けた具体的な取組項目	12
第7章 実行計画の実施・推進体制	14
1 実行計画の推進体制	14
(1) 推進体制	14
(2) 実行計画推進委員会	14
(3) 幹事	14
2 実行計画の点検・評価体制	15
(1) 毎年のPDCA	15
(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA	15
(3) 進捗状況の公表	15

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月に公表された、IPCC第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により、1988年に設立された国連の下部組織で、国際的な専門家を主体に構成されており、温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「21世紀後半には、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスをとること」を掲げたほか、先進国と途上国の区別なく、全ての参加国が、温室効果ガスの削減目標を定め、達成に向け取り組むことを規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念と

して法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年（令和 3 年）6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

その後、2025 年（令和 7 年）2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で、2026 年度以降 2030 年度までの 5 年間で新たに実行集中期間として位置付け、地域脱炭素ロードマップを推進する中で顕在化してきた足元の課題や今後考慮すべき新たな脱炭素技術等を踏まえ、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を更に加速化していく必要があるとして、国として、引き続き、地域脱炭素の取組に係わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進することとされました。

また、同計画の中で、2050 年（令和 32 年）ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度（令和 12 年度）において、温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度）から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度（令和 17 年度）、2040 年度（令和 22 年度）において、温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度）からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられています。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

【地方公共団体（一部事務組合）に求められる役割】

- 1 率先した取組による「地域の模範」の提示
地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者や住民の模範となることを目指す役割を担っています。一部事務組合である本組合においても、率先した行動により地域の模範となることが求められます。
- 2 自らの全事務・事業における温室効果ガス排出削減の実行
本組合は、廃棄物処理事業や消防等を含む自らの全ての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた措置を確実に講じます。
- 3 「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の策定と着実な推進
国の地球温暖化対策計画に即して本実行計画を策定・実施し、温室効果ガスの排出状況の把握と、排出抑制へ向けた取組項目の設定を行います。
職員一人一人が行動を実践することにより、地球温暖化の抑制に寄与します。

2025 年（令和 7 年）2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度（令和 12 年度）までに 50%削減（2013 年度（平成 25 年度）比）に加え、2035 年度（令和 17 年度）までに 65%削減、2040 年度（令和 22 年度）までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度（令和 7 年度）までに 95%、2030 年度（令和 12 年度）までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年（令和 32 年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年（令和元年）9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2024 年（令和 6 年）12 月末時点においては 1,127 地方公共団体と加速度的に増加しています。

表 1 地球温暖化対策計画における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。

7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.

(1) に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

第2章 計画改定の趣旨

1 鳥取県西部広域行政管理組合の取組

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）では、「組合省エネ・地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を平成 12 年 9 月に策定しています。この計画を継承・発展させるものとして適宜改定を行い、地球温暖化の抑制に寄与することを目指し、職員一人一人が行動しています。

2 計画の位置づけ

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、組合の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定したもので、環境省が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（令和 8 年 3 月）に準拠しています。

また、本実行計画は、令和 2 年度に策定した前実行計画（計画期間令和 2 年度～令和 6 年度）を受け継ぐもので、先に示した望ましい環境像の実現を目指し改定するものです。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 計画策定の方針

令和 2 年度に策定した「組合省エネ・地球温暖化対策実行計画」では、令和元年度を基準年度とし、令和 6 年度までに温室効果ガスを 5%以上、紙使用量と水道使用量を 1%以上削減することを目指すものとししました。

本実行計画では、前実行計画における達成状況を総括・評価するとともに、政府の地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に掲げられた最新の削減目標を踏まえ、前実行計画をより明瞭・明確化します。具体的には、「地球温暖化対策計画」において国が示す削減目標（2013 年度（平成 25 年度）比で CO₂ 排出量を 46%削減）を念頭に置きつつ、組合所管施設からのエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減を着実に進めるための計画を策定するものとしします。

○地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（一部抜粋）

第 2 章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

第 1 節 我が国の温室効果ガス削減目標

我が国の目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す。

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 2 節 地球温暖化対策・施策

B. 業務その他部門の取組

業務その他部門における 2022 年度の二酸化炭素排出量は、1 億 7,900 万 t-CO₂ であり、2013 年度比で 23.6%減少している。減少要因は、電力の二酸化炭素排出原単位の改善により電力消費に伴う排出量が減少したことや、省エネルギー等によりエネルギー消費原単位が改善し、エネルギー消費量が減少したこと等による。

部門別の排出削減目標の達成に向け、地球温暖化対策推進法による温室効果ガス排出削減対策、省エネ法に基づく措置や自主行動計画に基づく対策の着実な推進等を通じて排出削減を図る。

また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、より一層の機器のエネルギー効率の向上の促進、エネルギー管理の徹底等を図る。

4 将来目標への対応

政府の地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）では、2050 年（令和 32 年）ネット・ゼロ（温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること）の実現に向け、2035 年度（令和 17 年度）に 60%削減、2040 年度（令和 22 年度）に 73%削減（いずれも 2013 年度（平成 25 年度）比）を目指す等の目標が設定されました。

組合としては、今後新たに建設されるごみ焼却施設の稼働が、組合の温室効果ガス排出量に大きく影響を及ぼす実態を踏まえ、今後、2026 年度（令和 8 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）に予定している新施設の基本計画策定業務において概略仕様が決定した後、それに基づいた排出量及び削減効果を推計し次期計画に反映させます。また、新施設の稼働後には、実際の排出量や、高効率な自家発電（自家消費・売電）等のエネルギー回収による温室効果ガスの削減効果を的確に把握・確認します。その上で、国の最新の対策指針や将来の技術革新の動向を注視し、新施設稼働後の実態に即した基準年度及び削減目標を再設定（計画の見直し）するなど、更なる削減に向けた取組を実行計画に反映していくこととします

第3章 基本的事項

1 計画の目的

実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき策定するもので組合におけるすべての事務・事業に関する温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、排出抑制へ向けた取組項目を設定し、これに基づいて職員一人一人が行動することにより、地球温暖化の抑制に寄与することを目指しています。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までを計画期間とします。また、今後の計画予定については、表2のとおりとします。なお、今後の国及び鳥取県における温暖化対策計画やエネルギー政策の方向性などの関連事項が定まった場合等、必要に応じて計画の見直しを行います。

表2 今後の計画予定

年度	H25	…	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画策定	計画開始				計画策定	計画開始
計画期間			←————— 本計画 —————→					←----- 次期計画 -----→					←----- 次期計画 -----→

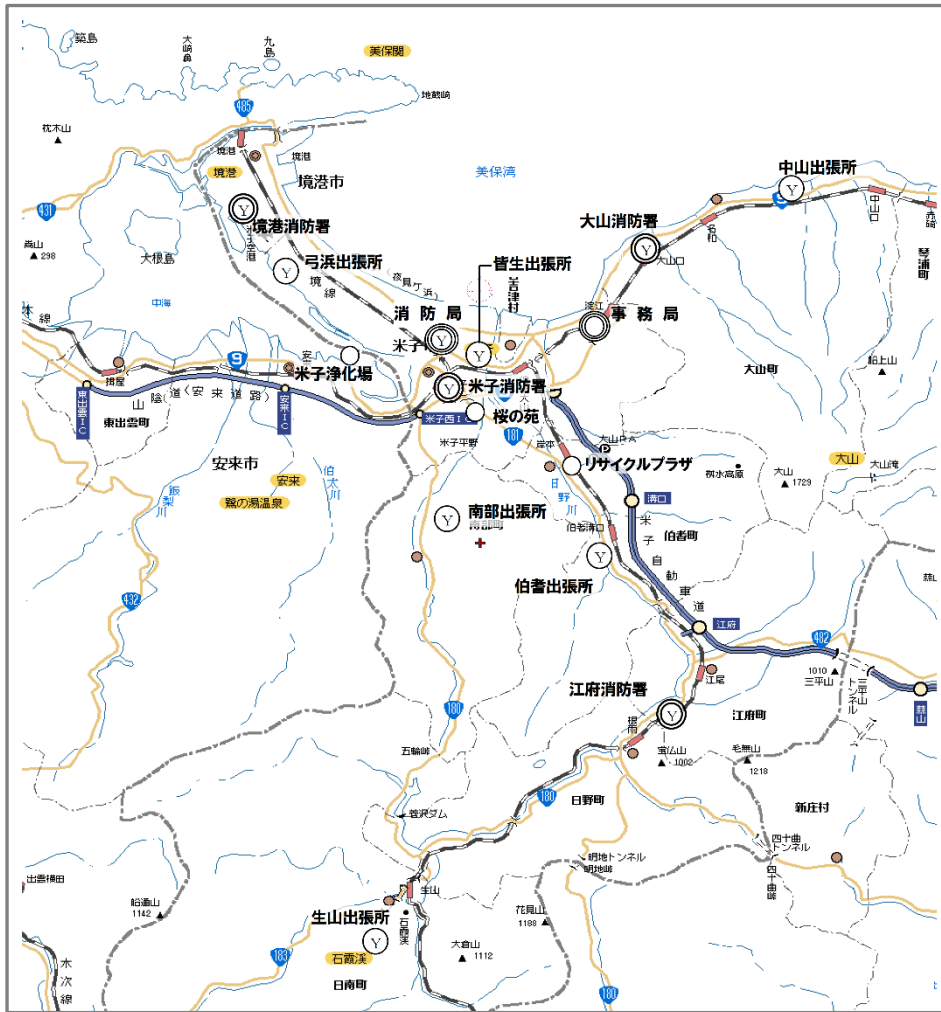
3 対象とする範囲

組合が行う全ての事務・事業を対象とします。対象施設には指定管理施設を含むものとします。（表3及び図1参照）

表3 実行計画の関係施設

局	番号	該当施設名（業種）	所 管
事務局	1	事務局庁舎（市町村機関）	総務課
	2	桜の苑（火葬業）	施設管理課
	3	米子浄化場（し尿処理業）	
	4	リサイクルプラザ（ごみ処分業）	
消防局	5	消防局庁舎（市町村機関）	総務課
	6	米子消防署（市町村機関）	米子消防署
	7	皆生出張所（市町村機関）	
	8	南部出張所（市町村機関）	
	9	伯耆出張所（市町村機関）	
	10	境港消防署（市町村機関）	境港消防署
	11	弓浜出張所（市町村機関）	
	12	大山消防署（市町村機関）	大山消防署
	13	中山出張所（市町村機関）	
	14	江府消防署（市町村機関）	江府消防署
	15	生山出張所（市町村機関）	

図1 関係施設の位置図



4 対象とする温室効果ガス

法律で対象とする温室効果ガスは、①二酸化炭素（CO₂）、②メタン（CH₄）、③一酸化二窒素（N₂O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）、⑤パーフルオロカーボン（PFC）、⑥六フッ化硫黄（SF₆）、⑦三フッ化窒素（NF₃）の7物質が上げられています。

このうち、本計画において対象とする温室効果ガスは、排出量の多く（99%以上）を占めているエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）のみとします。

5 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき、環境省が作成する排出係数を用いて二酸化炭素排出量を算定します。

また、電気の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が毎年度公表する電気事業者別の係数を使用します。

6 実行計画及び実施状況の公表

実行計画を策定又は改定した際は、速やかに組合ホームページにて公表します。また、各年度の実行計画実施状況を取りまとめ、速やかに組合ホームページにて公表します。

第4章 温室効果ガス等の排出状況の把握

前実行計画期間中のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量は以下のとおりです。前実行計画では温室効果ガス排出量の削減目標を達成し、地球温暖化の抑制に寄与することができました。

1 エネルギー使用量の状況

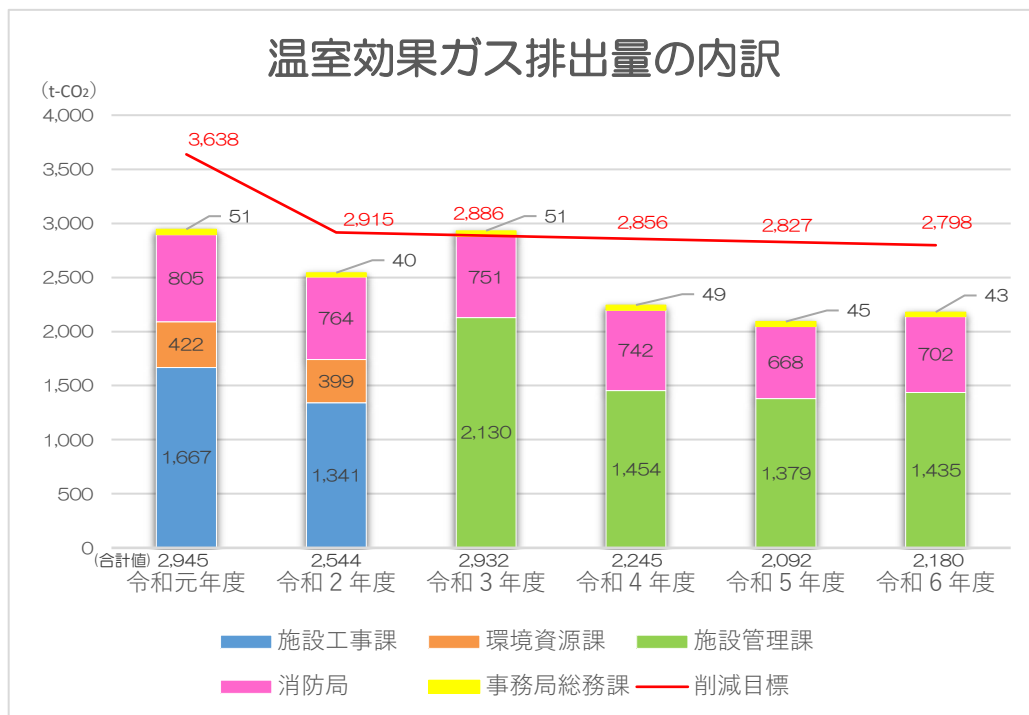
項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ガソリン(kl)	1.02	0.65	0.04	0.04	0.06	0.00
灯油(kl)	14.88	5.57	6.69	5.98	6.27	7.05
軽油(kl)	1.48	2.23	2.58	2.80	2.80	3.60
A重油(kl)	17	0	0	0	0	0
LPG(t)	226	222	245	152	145	146
都市ガス(千m ³)	7	6	7	8	8	7
電気(千kwh)	4,242	3,784	3,788	3,152	2,941	2,962
上記エネルギー合計 原油換算量(kl)	1,406	1,259	1,290	1,009	952	970
削減目標(kl)	—	1,392	1,378	1,364	1,350	1,336

2 温室効果ガス排出量の状況

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
温室効果ガス 総排出量(t-CO ₂)	2,945	2,543	2,932	2,245	2,092	2,180
削減目標(t-CO ₂)	3,638	2,915	2,886	2,856	2,827	2,798

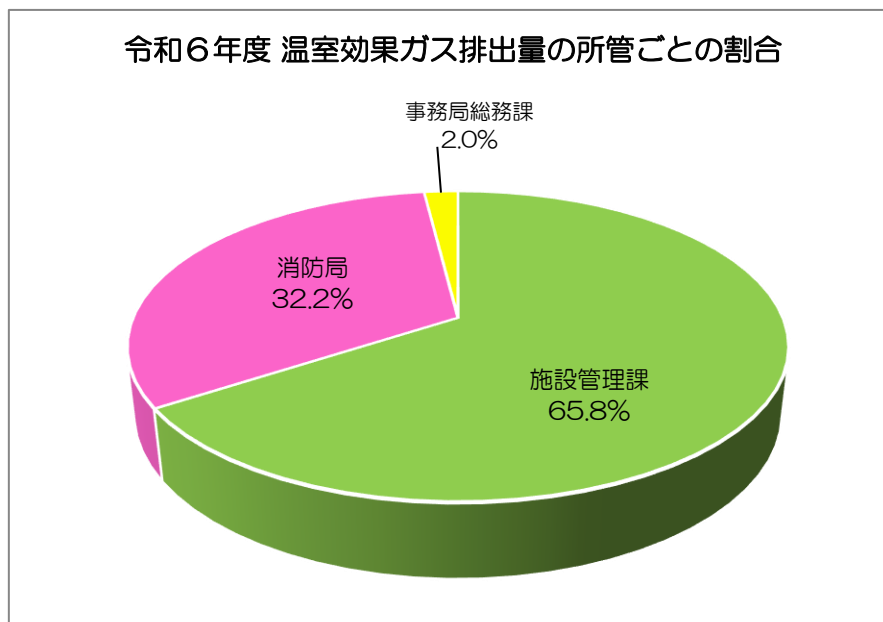
※令和6年度までに令和元年度比5%以上削減を目標としていました。

前実行計画期間中の、温室効果ガス排出量の所管別の内訳は次のとおりです。

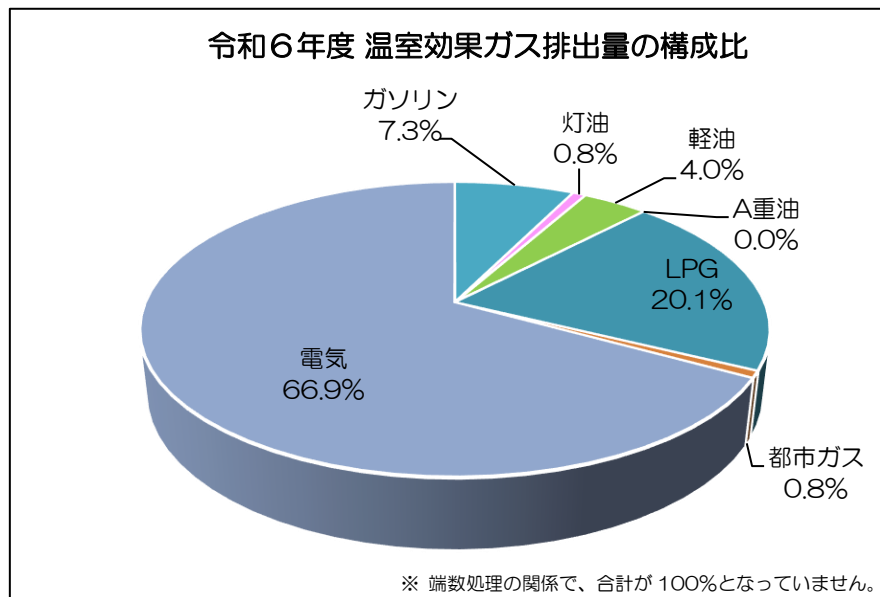


※施設工事課と環境資源課は令和3年度に統合し、施設管理課となりました。

令和6年度の温室効果ガス排出量の所管ごとの割合は次のとおりです。



令和6年度の温室効果ガス排出量の構成比は次のとおりです。



3 紙の使用量の状況

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A4 換算 (千枚)	1,152	1,179	1,434	1,263	1,475	1,267
削減目標 (千枚)	—	1,150	1,147	1,145	1,142	1,140

※令和6年度までに令和元年度比1%以上削減を目標としていました。

4 水道使用量の状況

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道使用量(m ³)	30,438	23,529	24,489	14,153	14,020	14,451
削減目標(m ³)	—	30,377	30,316	30,255	30,194	30,133

※令和6年度までに令和元年度比1%以上削減を目標としていました。

第5章 温室効果ガスの削減目標

本実行計画では、「地球温暖化対策計画」において国が示す削減目標に基づき、令和 12 年度における CO₂ 排出量を平成 25 年度比で 46%以上削減することを目標とします。

なお、組合が排出する温室効果ガスの大部分はエネルギー由来であり、温室効果ガスの排出抑制を図ることがそのままエネルギー使用量の削減につながるため、エネルギー使用量の削減目標を温室効果ガス排出量の削減目標と一体のものとして設定・管理することとします。

【削減目標】

令和 12 年度までの削減目標

- 1 温室効果ガスの排出量を **2,058 t 以下**とする。
 - 2 紙使用量を令和6年度比で 1%以上削減し、**1,129 千枚以下**とする。
 - 3 水道使用量を令和6年度比で 1%以上削減し、**14,306 m³以下**とする。
- ※ 紙使用量及び水道使用量の新たな目標値は、令和6年度における「実績値」と「目標値」を比較し、より少ない値を基準として設定しています。

項 目	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	2,156	2,131	2,107	2,082	2,058
紙使用量(千枚) A4 用紙換算	1,138	1,135	1,133	1,131	1,129
水道使用量(m ³)	14,422	14,393	14,364	14,335	14,306

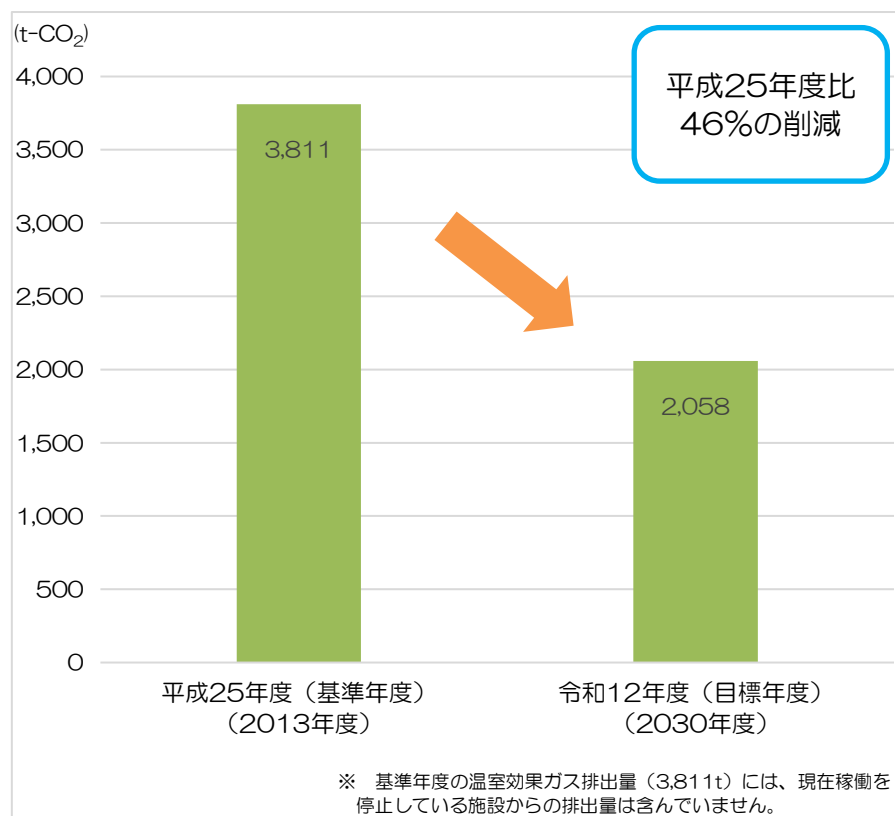


図2 温室効果ガスの削減目標

第6章 目標達成に向けた具体的な取組項目

目標の達成に向け、空調温度の適正管理やこまめな消灯、省エネ機器の導入など「個人の行動変容や運用改善による省エネ」を継続することに加え、新たに太陽光発電や次世代自動車の導入、CO₂ 排出係数の低い電力の調達など「設備・仕組み面での脱炭素対策」の導入を検討します。

【目標達成に向けた取組項目】

- 1 庁舎・施設におけるエネルギー使用量の削減
 - ① 施設設備等の運用改善
 - ② 省エネ機器や高効率設備の導入推進
- 2 公用車の燃料使用量の削減及び効率的な利用の推進
 - ① エコドライブの推進
 - ② 公用車の適切な管理
 - ③ 次世代自動車の導入検討
- 3 その他の環境負荷低減への対応
 - ① グリーン契約（環境配慮契約）やグリーン購入の推進
 - ② 施設での創エネの検討
 - ③ 紙使用量の抑制と節水対策の推進
- 4 職員に対する啓発
 - ① 職員の環境配慮意識の向上
 - ② 職員の日常的な省エネの取組

1 庁舎・施設におけるエネルギー使用量の削減

- ① 施設設備等の運用改善
 - ・ 設備機器を効率的に運用できるよう運転方法を調整する
 - ・ 空調機器の定期的なフィルター清掃等により、機器の効率を向上させる
 - ・ ブラインド、断熱フィルム等を利用し空調の効率を高める
- ② 省エネ機器及び高効率設備の導入推進
 - ・ 新設及び改修時は LED 照明の導入や断熱性の向上など建築物の省エネ化を推進する
 - ・ 設備機器の更新時には高効率機器や省エネルギー機器を導入する

2 公用車の燃料使用量の削減及び効率的な利用の推進（消防車両等の緊急運転時を除く）

- ① エコドライブの推進
 - ・ 経済速度（一般道 40～60km/時、高速道 80km/時）による走行に努める
 - ・ 不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等をしない
 - ・ 余分な荷物は積まない
- ② 公用車の適切な管理
 - ・ 日常点検に実施により車両性能を適切に維持し、安全性と環境負荷の低減を図る
 - ・ 業務に必要な範囲で適切な台数を維持し、効率的な運用を図る
- ③ 次世代自動車^{*}の導入検討
 - ・ 公用車の更新時には、次世代自動車の導入を検討する

※次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車等の、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、騒音等が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称です。

3 その他の環境負荷低減への対応

① グリーン契約（環境配慮契約）やグリーン購入の推進

- 製品やサービスの調達時は環境負荷を低減するため、環境配慮契約を推進する
- 電力調達時には、再生可能エネルギー電力など CO₂ 排出係数の低い電力の調達を検討する
- エコマークなどの環境ラベル表示のある製品を優先的に購入する

② 施設での創エネの検討

- 建築物の新築時や改築時には、屋根等へ太陽光パネルの設置を検討する

③ 紙使用量の抑制と節水対策の推進

- 行政手続きのオンライン化を推進する
- Web 会議を積極的に利用する
- 資料の電子化等によりペーパーレス化を推進する
- 節水器具（節水コマ、節水バルブ等）の取付等を検討する

4 職員に対する啓発

① 職員の環境配慮意識の向上

- 庁内掲示板等を利用し、職員へ環境配慮に関する情報を発信する
- 職員が日常的に意識しやすいメッセージや行動例を提示する

② 職員の日常的な省エネの取組

- 不要な照明の消灯や空調の適切な温度設定を心がける
- PC 端末の消費電力抑制設定をする（ディスプレイ輝度、スリープモードなど）
- 積極的に階段を利用する

第7章 実行計画の実施・推進体制

1 実行計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、「図3 実行計画の推進体制」のとおりとします。

(2) 実行計画推進委員会

実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）は、省エネ・地球温暖化対策推進委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）により設置するものとします。

(3) 幹事

幹事は、所属単位における本計画の推進・実行・点検の責任者として円滑な推進を図るものとします。また、その所属区分ごとに実行計画の周知を行うとともに、所属における取組の実施状況を取りまとめ、実行計画主管課へ報告するものとします。

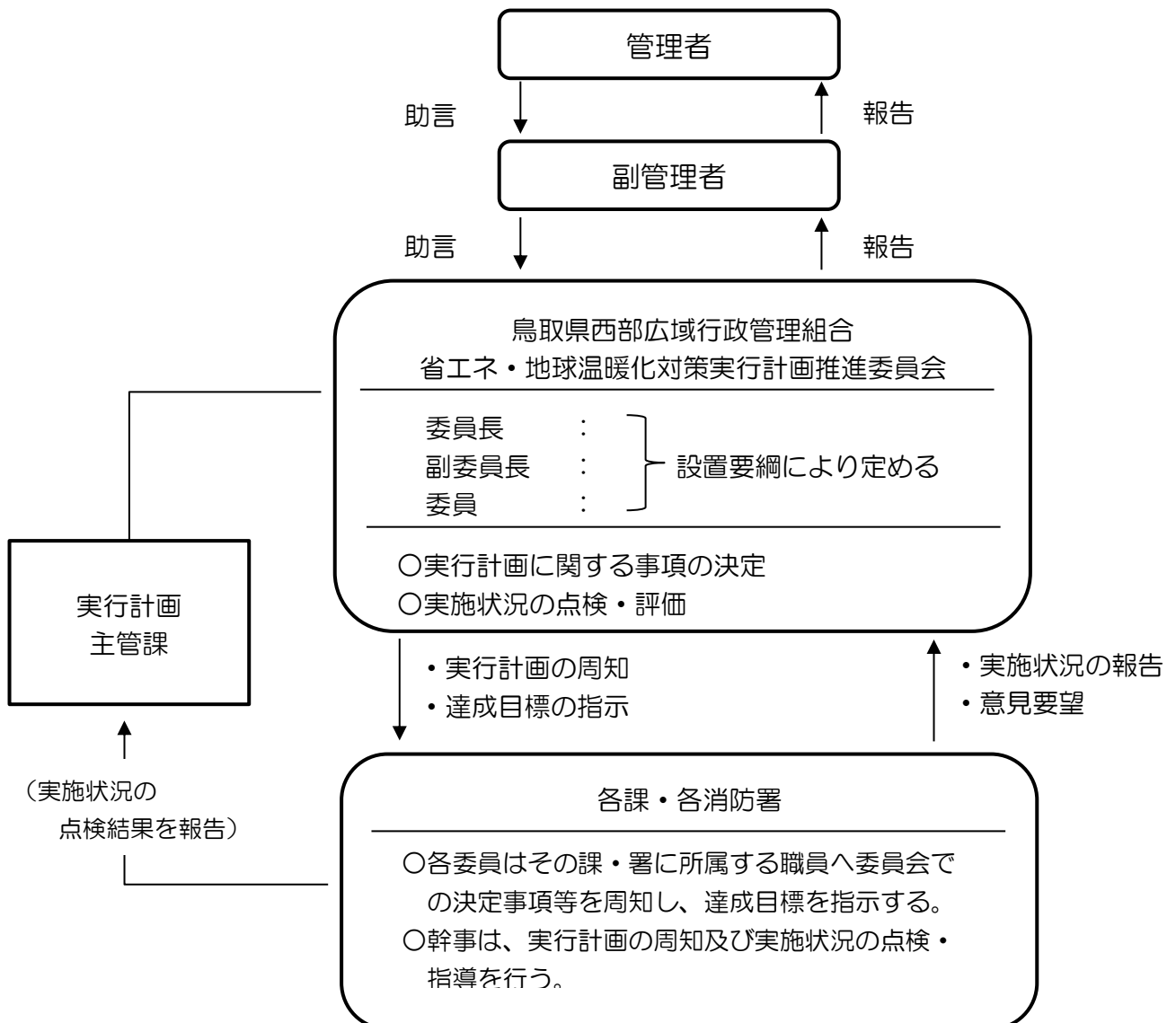


図3 実行計画の推進体制

2 実行計画の点検・評価体制

組合省エネ・地球温暖化対策実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

（1）毎年のPDCA

組合省エネ・地球温暖化対策実行計画の進捗状況は、各幹事が実行計画主管課に対して定期的に報告を行います。実行計画主管課はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

（2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2031年度に実行計画の改定を行います。

（3）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、組合のホームページで公表します。

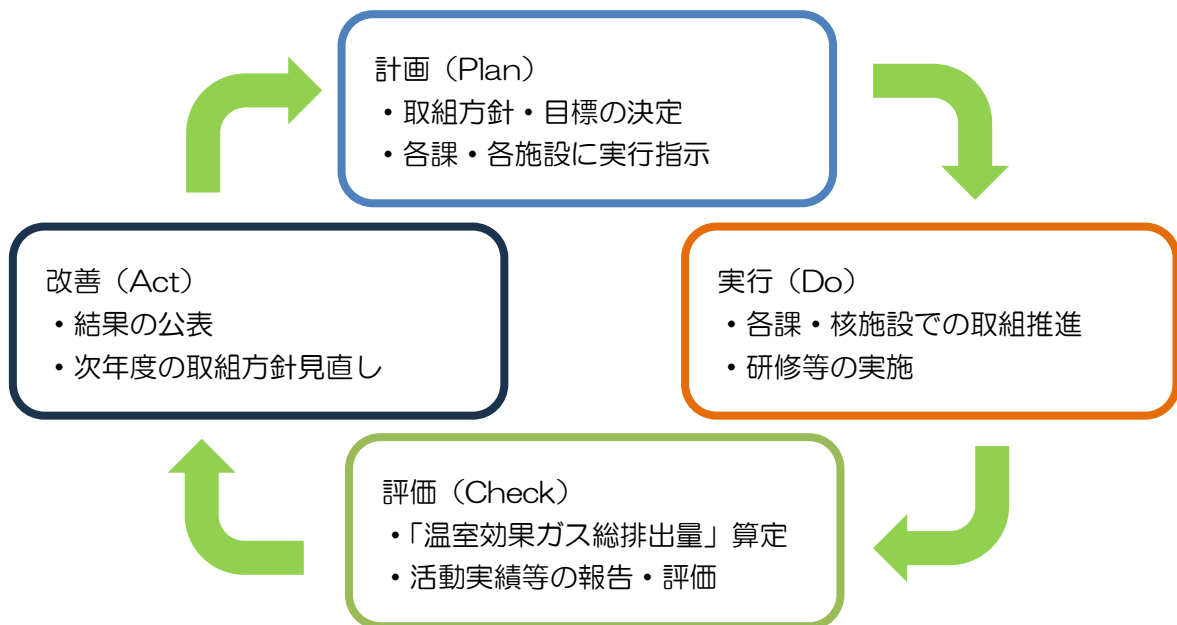


図4 毎年のPDCAイメージ

鳥取県西部広域行政管理組合省エネ・地球温暖化対策実行計画

令和8年7月策定

鳥取県西部広域行政管理組合事務局施設管理課

〒689-4106 鳥取県西伯郡伯耆町口別所630番地（リサイクルプラザ）

電話 (0859) 68-4071

FAX (0859) 68-4584

E-mail plaza@tottori-seibukoiki.jp